

中央三井アセット信託銀行

機関投資家のお客さま向けサービス



機関投資家の
お客さまへ

年金信託業務

新たに採用したい運用会社 信託銀行中 No.1

退職給付制度に係るコンサルティングをベースとして、お客さまのニーズに合わせたきめ細かな運用サービスの提案・提供により、お客さまの高い支持を受け、さらなる受託残高の積み上げ・収益性の向上を図っています。

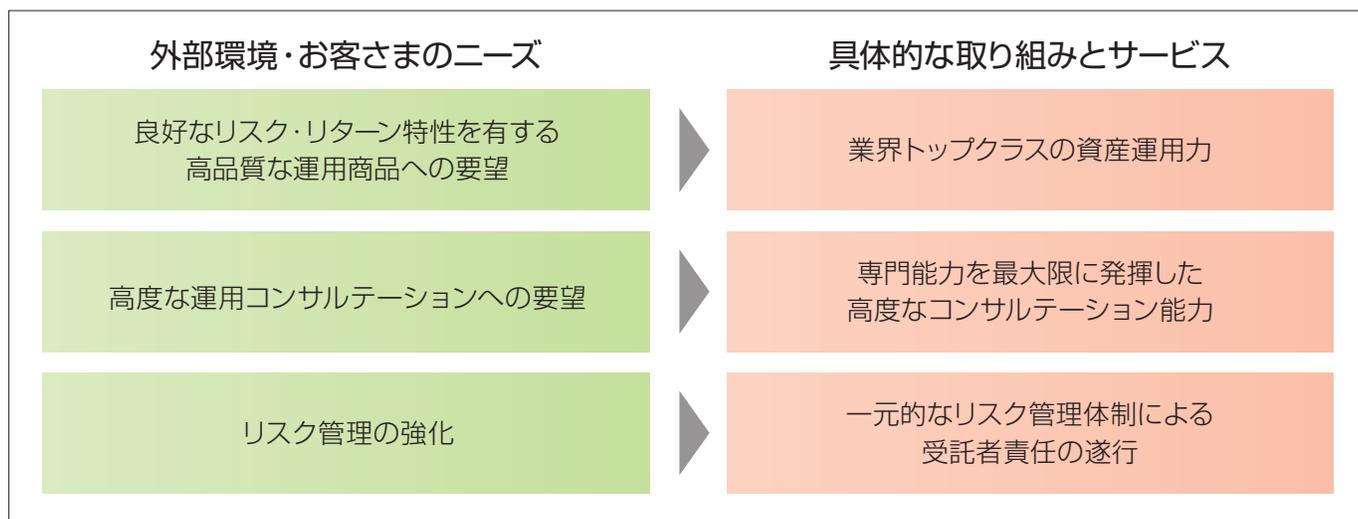
証券信託業務

投資信託受託残高 7兆6,000億円

成長を続ける投資信託マーケットにおいて、受託会社としてのサービスを強化して受託業務に注力するとともに、投資信託委託会社への投資運用・助言業務などを強化することにより、収益基盤の拡大を図っています。

中央三井アセット信託銀行の業務

	受託資産運用業務	受託資産管理業務	年金制度管理業務
年金信託業務	厚生年金基金信託・確定給付企業年金信託・適格退職年金信託・国民年金基金信託		
		確定拠出年金業務（資産管理機関、運営管理機関）	
証券信託業務	指定金銭信託（指定単）*1 指定金外信託（マネー・ファンド・トラスト） 金庫株信託（自己株ファンドトラスト）*2 指定包括信託 有価証券運用信託	証券投資信託 特定金銭信託（特金）*3 特定金外信託（特金外） 特定包括信託 有価証券管理信託 信託型ライセンス*4	*1 指定金銭信託／委託者が指定する財産の種類・範囲において、受託者に運用裁量権がある信託です。 *2 委託者の自己株式（金庫株）の市場買付を目的とする信託です。受託者の裁量により買付を行う指定運用型の商品とすることで、委託会社様におけるインサイダー規制、相場操縦規制への抵触の回避を可能としています。 *3 特定金銭信託／信託財産の運用裁量権が委託者にある信託です。 *4 信託の仕組みを活用した敵対的買収防衛策として商品化したものです。あらかじめ新株予約権の信託を設定しておき、敵対的買収者が出現した際に、既存株主への新株発行を可能とすることにより、敵対的買収に対する抑止的効果を期待するものです。
	投資運用・助言業務		上記のほか、金銭債権の信託などを取り扱っています。



受託資産運用業務の概要 ～ 国内最大級の資産運用マネージャー ～

受託資産運用部門は、企業年金、公的機関、非営利法人など約 21 兆円にのぼるさまざまな性格の資金を、お客さまとの緊密なコミュニケーションにより策定される計画に基づき運用しています。お預かりしている運用資産の規模は国

内最大級であり、そのスケールメリットを活かしながら、約 200 名の陣容を誇る運用専門スタッフがクオリティの高い資産運用を実現しています。

業界トップクラスの資産運用力

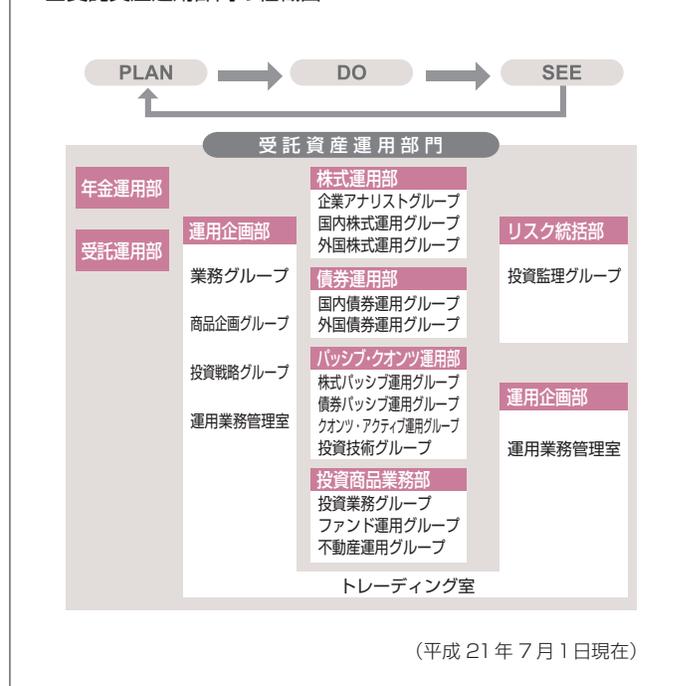
一貫した運用理念と機能別組織

当社は、「プロセスを明確化した一貫性のある運用」を運用理念としており、商品の運用プロセス「Plan → Do → See」に沿った機能別組織を編成し、マルチプロダクト・ファームとして内外の資産を対象にアクティブ運用・パッシブ運用・オルタナティブ運用など幅広い商品ラインを提供しています。

高品質なプロダクトの提供

質・量ともに業界トップクラスの陣容を擁する専任の企業アナリストおよび計量アナリストが分析・提供するリサーチに基づき、経験豊富なファンドマネージャーがファンド構築を行うアクティブ運用、昭和 60 年の国内株式のパッシブファンド立上げ以来、長年にわたりその普及と品質向上に努めてきたパッシブ運用、さらにはヘッジファンド、不動産ファンド、グローバル・リート、プライベート・エクイティ・ファンドなどのオルタナティブ商品、いずれについても国内最大級の運用機関として高品質なプロダクトを提供しています。

■ 受託資産運用部門の組織図



専門能力を最大限に発揮した高度なコンサルティング能力

■ ポートフォリオのコンサルティング

運用安定化ニーズに対応した、よりリスク・リターンを抑制したポートフォリオや、中長期的な観点での分散投資推進や新興国の高成長を背景とした収益獲得ニーズに対応したポートフォリオなど、お客さまのニーズを踏まえた適切なポートフォリオに関するコンサルティングを推進しています。

■ 新たなプロダクトのコンサルティング

投資対象国の拡大によるリスク分散効果および収益源泉多様化の観点から中長期的な高成長が期待できるアジア諸国への投資を行うアジア株式アクティブファンドや、オルタナティブ商品の多様化の対応であるインフラ投資ファンドと

いった新たなプロダクト組み入れについて、プロダクトの特徴とお客さまのニーズに応じたコンサルティングを展開しています。

■ 運用ビジネスの新展開

信託銀行に対し平成 16 年に解禁された投資顧問業務を活用し、当社では、成長著しい投資信託への投資助言業務などを積極的に展開しており、当社の定評ある運用力を個人のお客さまの運用ニーズにも活用していただけるよう対応するとともに、収益基盤の拡大・強化に努めています。

また、さらに新たな顧客層を開拓していく観点から、非居住者向けの資産運用業務において、日本株を中心に運用を行う外国籍ファンドに対する投資助言を行っています。

一元的なリスク管理体制による受託者責任の遂行

当社では、独立した資産運用業務専門担当のリスク管理組織を設置し、リスク管理、コンプライアンス、パフォーマンス評価の一元的な管理を行い、受託者としての責任を厳格に遂行しています。

また、受託資産運用業務に関するサービスの信頼性・透明

性を確保するため、受託資産運用業務において、外部の独立監査人による米国監査基準書(米国 SAS) 第70号に基づく検証を受け、検証対象期間において内部統制が有効に運用されている旨の報告書(SAS70 レポート)を受領しています。

「年金情報」が実施した 2008 年運用委託機関の年金顧客評価で高評価を獲得

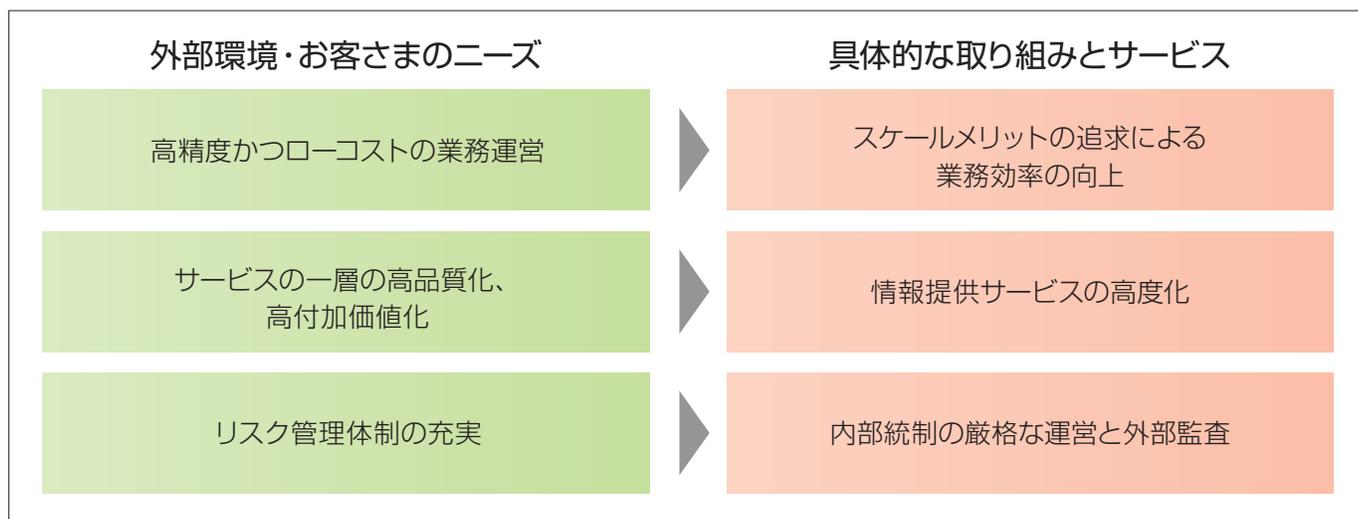
当社は、「年金情報」(発行：株式会社格付投資情報センター)が全国の企業年金を対象に実施した運用委託機関に関する 2008 年の評価アンケートにおいて、定量・定性両面で引き続き高評価をいただき、2001 年以降連続して邦銀信託銀行中 No.1 となりました。さらに、

「新たに採用したい運用会社」についても、2005 年以降連続で信託銀行中 No. 1 の評価をいただいています。これは、当社の資産運用力、運用コンサルティングへの取り組みなどがお客さまから支持され、高く評価いただけたものと自負しています。

「R & I ファンド大賞 2009」を受賞

株式会社格付投資情報センターが選定する「R & I ファンド大賞 2009」の確定給付企業年金部門において、当社が運用する国内株式を投資対象とするエンハンスドインデックス型のファンドが受賞しました。また、当社が中央三井アセットマネジメント宛投資助言を行う J

リートを投資対象とするファンドが「投資信託部門(国内 REIT 型)」において、日本株式を投資対象とするファンドが「確定拠出年金部門(国内株式型)」において、それぞれ優秀ファンド賞を受賞しました。



受託資産管理業務の概要

受託資産管理業務は、受託資産運用業務と表裏一体の関係にあり、多様な運用資産の保管・決済・会計・記録など、財産管理の基盤機能を担っています。当業務では、確実かつ高精度な事務処理サービスを提供することに加え、近年は、運用

のグローバル化や証券決済制度改革などへの的確かつ迅速な対応、セキュリティーズ・レンディングやトランジション・マネジメントなどのサービスの高品質化、さらには運用実績の一元的な提供など高度な情報提供サービスが求められています。

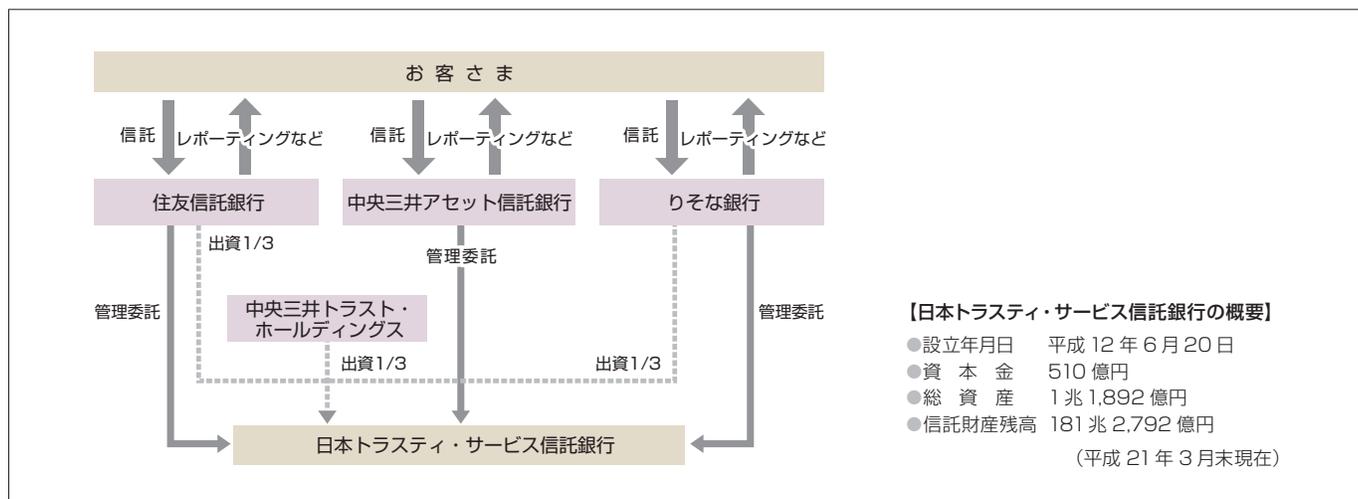
スケールメリットの追求による業務効率の向上

日本トラスティ・サービス信託銀行への管理委託（再信託）

当社では、受託資産管理の基盤業務におけるスケールメリットの享受の観点から、日本トラスティ・サービス信託銀行へ信託財産の管理を委託しています。

日本トラスティ・サービス信託銀行は、中央三井トラスト・ホールディングス、住友信託銀行、りそな銀行が出資するわが国

最大級の資産管理専門銀行であり、総額約 181 兆円もの資産を管理しています。今後は、出資各社が長年蓄積したノウハウや経営資源を集中し、資産管理業務に係る高度なサービスを提供するとともに、規模の利益を活かして効率的な業務運営に努めていきます。



情報提供サービスの高度化

オンライン情報提供サービス

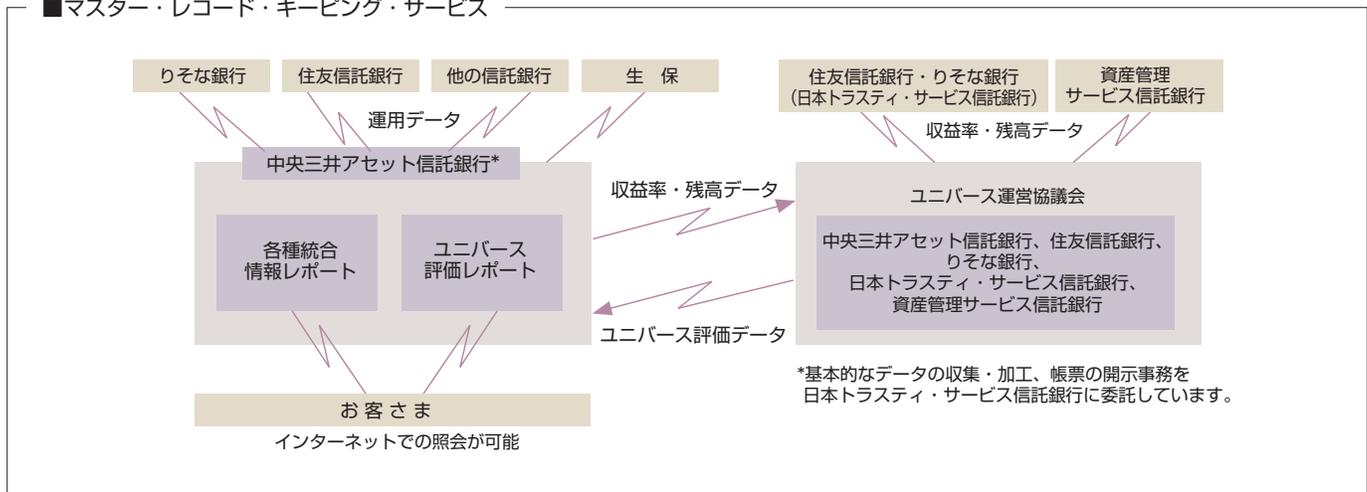
当社では、年金基金などのお客さまに対し、複数の資産管理機関で管理されている運用データを収集・統合・加工のうえ、運用状況、パフォーマンス評価、リスク管理に役立つレポートとして一元的かつタイムリーにオンラインで提供する「マスター・レコード・キーピング・サービス (MRK)」に取り組んでいます。

企業グループ全体や、確定給付企業年金・厚生年金基金・

適格退職年金・退職給付信託などの制度の枠組みを超えた統合情報の提供で高い評価を得ています。

さらに、高付加価値なサービスとして、確定給付企業年金や厚生年金基金などの年金制度別、あるいは資産規模別など、さまざまな基準の母集団における運用成績を相対比較する「ユニバース評価サービス」を提供しています。

■マスター・レコード・キーピング・サービス



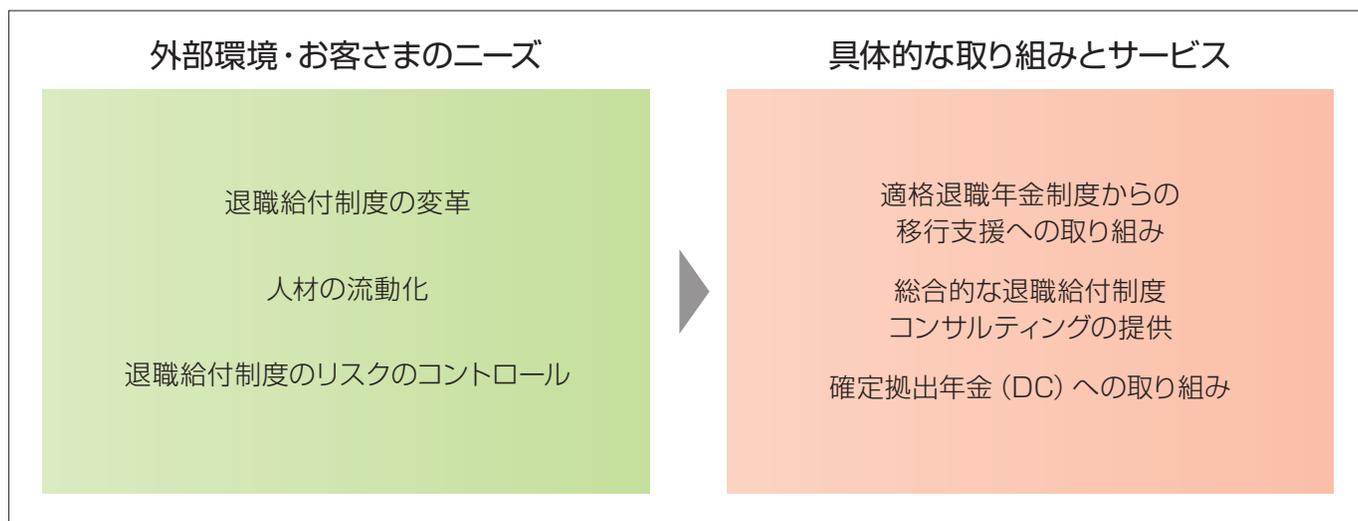
内部統制の厳格な運営と外部監査

受託資産管理の信頼性・透明性を確保するために、再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行においては、外部の独立監査人による米国監査基準書 (米国 SAS) 第 70 号に基づく検証を受け、検証対象期間において内部統制が有効に運用されている旨の報告書 (SAS70 レポート) を受領しています。

また、当社では日本トラスティ・サービス信託銀行の業務遂行状況をモニタリングする体制を整備しており、当該モニタリングの実施状況についても、外部の独立監査人による米国監査基準書 (米国 SAS) 第 70 号に基づく検証を受け、検証対象期間において内部統制が有効に行われている旨の報告書 (SAS70 レポート) を受領しています。

ユニバース評価サービス

当社は、ユニバースの情報データベース構築のため、住友信託銀行、りそな銀行、日本トラスティ・サービス信託銀行、資産管理サービス信託銀行と「ユニバース運営協議会」を共同で運営しています。



年金制度管理業務の概要

当社は、制度・契約管理、数理計算、加入者受給者管理等の一連の年金制度管理業務を行う総幹事受託機関として、確定給付企業年金 328 件(平成 21 年 3 月末現在、以下同)、

厚生年金基金 92 件、適格退職年金 723 件の制度管理を受託し、キャッシュバランスプランや確定拠出年金制度にも積極的に取り組んでいます。

適格退職年金制度からの移行支援への取り組み

平成 24 年 3 月の適格退職年金制度の廃止に伴う制度移行ニーズに対応するために、確定給付企業年金や確定拠出年

金への制度移行コンサルティングの提供を強化し、計画的かつ円滑な制度移行に取り組んでいます。

総合的な退職給付制度コンサルティングの提供

退職給付会計導入、確定拠出年金法・確定給付企業年金法成立以降、退職給付制度のリスク管理は、企業トップマネジメントの重要な課題となっており、退職給付債務・退職給付制度設計・資産運用など多様かつ困難な課題を総合的に解決していくことが必要となっています。

当社では、長年、適格退職年金・厚生年金基金の受託業務において、制度の導入から制度管理、資産運用・管理、退職給付債務計算、年金 ALM 分析に至るまで、退職給付制度に

係るさまざまな課題にフルラインで対応してきました。

現在は、退職給付制度の変革期にあたり、信託銀行には、これまで以上に的確かつ迅速にお客さまのニーズに応える情報提供機能やコンサルティング能力が求められていますが、「年金リサーチセンター」による迅速かつ多様な情報提供、「年金コンサルティング部」による丁寧なコンサルティング・サービスの実施により、こうしたお客さまのニーズにお応えしています。

確定拠出年金 (DC) への取り組み

当社では、既存の退職給付制度の検証に始まり、DC 制度の設計・導入コンサルティング、サービス提供に伴う記録管理・資産管理・運用商品提供・投資教育サービスに至るまで、あらゆるサービスをフルラインで提供する DC 受託機関として万全の体制で取り組んでいます。

平成 14 年 12 月には国内で初めて連合型 DC を受託し、平成 17 年 4 月には総合型 DC の取り扱いを開始するなど、お客さまのニーズに応じたスキームを積極的に開発してきた結果、多くの企業から運営管理機関・資産管理機関としての業務を受託しており、今後もこのノウハウをさらなるサービスに活かしていきます。

平成 20 年 10 月には、中堅・中小企業の確定拠出年金制度導入のニーズに応えるため、三井グループ金融 4 社提携で「三井住友海上カルテット総合型 DC プラン」を創設しました。

DC 制度は、加入者（従業員）個人個人の選択により資産運用を行う制度です。投資になじみの少ない加入者についても投資の重要性を理解していただくため、DC 実施事業主である企業は投資教育の体制整備が求められます。

当社では、DC 運用における長期・分散・継続の重要性を加入者の方に理解いただくため、研修・Web サービス・eラーニングツールなどのさまざまなメニューを用意し、加入者の方に分かりやすい投資教育サービスを展開しています。

年金業務における米国 SAS 内部統制監査の実施

当社では、企業の米国企業改革法（米国 SOX 法）などへの対応を支援するため、国内大手信託銀行では初めて、年金業務・受託資産運用業務において、外部の独立監査人による米国監査基準書（米国 SAS）第 70 号に基づく検証を受け、今般、検証対象期間において内部統制が有効に運用されている旨の報告書（SAS70 レポート）を受領しました。

米国上場企業に対し平成 18 年 7 月以降決算分より適用されている米国 SOX 法では、経営者が内部統制に責任を持つことを要請されており、その内部統制の範囲にはアウトソース先も含まれるとされています。このため、米国上場企業において年金制度におけるアウトソース先

である信託銀行の内部統制状況を把握する必要性が生じています。また、いわゆる日本版 SOX 法（金融商品取引法等）への対応としても、平成 21 年 3 月期以降、上場企業は内部統制の構築について投資家へ開示することが必要となっています。

このような背景を踏まえ、当社では、自社に企業年金を委託している企業のニーズに応え、SAS70 レポートを取得することとしたものです。これにより、企業においては、委託業務において高度な内部統制が働いていることの確認が可能となり、米国 SOX 法などへの対応に活用していただけることとなります。

連合型 DC ・ 総合型 DC

確定拠出年金制度のうち、企業が実施主体となる企業型 DC の導入にあたり、複数の企業が共同で導入する仕組みで、制度運営を共通化することにより、従業員向けの投資教育などに係るコストの低減化を図ることができ、DC 制度の

効率的な運営・管理が可能となります。資本関係などのある企業グループにより設立される場合が連合型 DC、そうでない場合が総合型 DC と呼ばれています。